

集会アピール

2007年5月12日・13日、「ハンセン病市民学会第3回総会・交流集会 in 草津」が、多くの参加者を得て行われた。

私たちは、今回の統一テーマを「療養所の将来像を考えよう～社会とのきずなを求めて」に決め、熱心な議論をつみ重ねてきた。

全国13の国立ハンセン病療養所では、かつて1万5千名を超えたとされる入所者の数が、いまや3千名を割っており（本年2月1日現在 2,934名）、高齢化も急速に進んでいる。

その中で、私たちは、過酷な迫害を生き抜いた入所者の皆さんの、生きるために闘い続けた第2の故郷ともいべき療養所で最後まで暮らしたいという強い願いを確かに聞いた。療養所の統廃合に反対する、という変わることのない確かな声を聞いた。

「社会の中で生活するのと遜色のない水準」を確保して、入所者の皆さんがこれからも安心して療養所で生活していくためには、今後どうすればいいか。療養所は、社会の中で生活する退所者、非入所者の皆さんにとっても、国がハンセン病後遺症等による治療施設の整備を怠っているため、「抛り所」とせざるをえない場所でもある。療養所に及んでいる予算と人員削減の影響が、すでに入所者の皆さんの生活環境に影を落としつつある。療養所の将来構想は、遠い将来ではなく、現在を生きるためにも緊急の課題となっている。しかし、厚生労働省は具体的な対策を何ら示そうとしない。

高齢化した入所者の不安は日を追って増している。

振り返ってみれば、わが国のハンセン病政策の歴史は、隔離と差別の歴史であった。隔離と差別の政策は、ハンセン病患者と市民を分け隔て、差別する者とされる者を造り出してきた。市民学会に集った私たちは、一人一人が当事者としてハンセン病問題にどう向き合うのか、人と人とを分け隔ててきたこの「厚い壁」をどう乗り越えていくのか、を常に問い続けている。

ハンセン病療養所の将来を確かなものとし、ハンセン病問題の全面的解決を図るためには、ハンセン病療養所を偏見・差別を解消する象徴として共有すべきではないか。ハンセン病療養所の施設を、広く地域に開かれ、市民と共生できるものにする必要があるではないか。そのような将来構想によってこそ、隔離と差別の歴史を克服するとともに、療養所を「第二のふるさと」と考える入所者の皆さんに、医療・福祉の水準を確保し、在園を保障することができるだろう。

このような将来構想を実現し、隔離と差別の歴史に終止符を打つために、ハンセン病問題基本法（仮称）の制定を行うことが、ここ草津の市民学会交流集会の中で提案された。「基本法」は、将来構想に関する国の責任の明確化や、さまざまな機能を持つ施設の設置など、地域社会に開かれた療養所にするための基本原則を定めるだけでなく、ハンセン病患者・回復者に対する差別・偏見の除去に関する取り組みの義務化など、ハンセン病問題の全面解決の方向を見定めている。「基本法」の制定は、ハンセン病差別に苦しむ人だけにとどまらず、さまざまな差別に苦しむ多くの人びとにとって、そして差別をなくそうとする私たちすべての当事者にとって新たな一里塚になるだろう。

私たちは、療養所の将来構想のために、そして隔離と差別の歴史を克服し、ハンセン病問題を全面解決するために、「ハンセン病問題基本法の制定を求める国会請願署名」をはじめとした活動に全力で取り組むことを誓う。

2007年5月13日

ハンセン病市民学会第3回総会・交流集会 in 草津 参加者一同